

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4項関係）

交際費の支出基準額

区分	対象者等	金額	
儀 礼 的 経 費	1 激励祝金 全国大会又は世界大会に出場する団体又は個人で、市長への面会があるとき又は市長が応援に行くとき（市が出場に対して補助金等の負担もしくは奨励金等の交付を行っている場合を除く。） (1) 団体 (2) 個人	1 団体3万円 1 人1万円	
	2 会合等への出席祝金	1万円以内 （会費等が明記されているときは、その金額とする。）	
	3 その他	1万円以内	
	御見舞	1 病気見舞 2 災害見舞	1万円以内 1万円以内
	香 典	1 市長、議長	3万円
		2 名誉市民、市議会議員、市選出県議会議員、 県選出国会議員、元市長	2万円
		3 上記以外の者で別に定める者	1万円以内
	生 花	香典対象者の内、特に必要と認めた者	地域慣習による実勢額の範囲内
	餞 別	市の事務事業と直接かつ密接な関係があった者	1万円以内
	その他	市政運営上必要な儀礼的経費	社会通念上妥当と認められる額
社 交 的 経 費	会 費	市政運営上有益な団体等との飲食を伴う会合	提示された額
	懇談費	市政運営上有益な交際を目的とする懇談	社会通念上妥当と認められる額
	その他	市政運営上必要な社交的経費	同 上
その他の経費	市政運営上必要な交際に要する経費として、市長が特に認めたもの	同 上	